

## 行政監査の結果

### 社会福祉法人福祉楽団に対する監査

実施されませんでした。

### 特別養護老人ホーム杜の家に対する監査

実施日	2012年12月13日
根拠法令	老人福祉法 第18条第2項
実施官庁	千葉県印旛健康福祉センター
実施場所	特別養護老人ホーム杜の家（千葉県香取市岩部869番60）
監査結果	以下のとおり

#### 報告を要しない指摘内容

面談室に理美容サービスに使用する備品が置かれているが、利用者等の相談に支障のない状態にしておくこと。

### 特別養護老人ホーム杜の家やしおに対する監査

実施日	2012年10月16日
根拠法令	老人福祉法 第18条第2項及び介護保険法第24条第1項
実施官庁	埼玉県福祉部福祉監査課
実施場所	特別養護老人ホーム杜の家やしお（埼玉県八潮市鶴ヶ曽根567番1）
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	回 答 欄
経理規定に定めた一定金額以上の契約について、原則として競争入札を実施してください。やむを得ず随意契約を行う場合は、経理規程に定められた合理的な理由に該当することを明確にし、理事会の承認を受けてください。また、自動更新条項に基づき契約を更新する場合は、契約更新の妥当性を検証し、理事会の承認を得てください。	当法人においては経理規程に定める一定金額以上の契約については、原則として競争入札を実施しています。随意契約については、競争入札に付することが適当でないと認められる場合等に限って行っているところですが、一部の契約について理事会の承認を得ていないものがありましたので、このようなことがないよう手続きの改善を図ります。リネン業者等の随意契約の自動更新については、更新時に契約金額の妥当性等を検証したうえで、必要な場合は、競争入札や理事会での審議を行うように改めます。
入所検討委員会の記録について、入所者より上位の方が入所できない明確な理由が順位表及び議事録に記録されていなかった。やむを得ず優先順位と異なるものを入所させる場合は、入所検討委員会の議事録や順位表に、入所者より上位の方が入所できない理由についても記録してください。また、入所検討委員会による順位決定に公平性・中立性がたもたれるよう、委員として第三者委員を加えてください。	入居者の優先順位の判断については、平成14年8月7日老計発第0807004号通知及び埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針も踏まえ入所判定に関する規程を定め、その公平性と中立性を保つよう努めています。入居待機者を管理している待機者一覧には、個別のケースにかかる情報を記載するとともに、優先度が高いと判断されるケースについて、優先入所指針をもとに優先度を点数化したものを追記し、待機者の緊急度を把握しております。しかし、これらの情報をもとに実施された入所判定会議の議事録には、入居判定とした利用者に関する記録のみを行い、他入居候補者にかかる情報については、記載しておりませんでした。今後は、他の入居希望者に関する情報も記載し、優先度が高いことが記録上でも確認できるようにいたします。また、入居判定会議に第三者委員を加えることについては、現在、当施設の第三者委員を法人の評議員が兼ねている中で、第三者としての客觀性が担保できるのか検討を重ねているところです。なお、評

	議員以外の方を第三者として加える場合においては、どのような方が第三者としての公平性・中立性を保つことになるのか、個人情報をそのような第三者に開示することがどこまで許容できるのかを法人として慎重に検討して参ります。
重要事項の掲示について、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を、施設内の見やすい場所に表形式に見やすく整理して、掲示してください。	重要事項に関する説明は、契約時に重要事項説明書を用いて、必ず書面と口頭で説明しています。また、施設内には、供用部に、契約書、契約書別紙、運営規程、重要事項説明書を綴じたファイルを設置し、入居者、ご家族、関係者等が、いつでも必要な時に閲覧できるようにしているところです。施設内壁面等に掲示することに関しては、それにより、かえって閲覧することが困難となる方が出る可能性もあることから、引き続き、利用者が、必要な情報を適切に得られる方法を検討し、改善を図ります。
短期入所生活介護事業所における看護体制加算(I)について、機能訓練指導員として配置されている看護師によって同加算を算定することはできない。については、今後算定を取り下げるなど、適切に処理してください。	看護職員は、特別養護老人ホーム(100床)及び短期入所生活介護(10床)の両事業所をあわせて、常勤看護職員3名、非常勤看護職員6名、常勤換算人数6.7人を配置しています。このうち、特別養護老人ホームと短期入所生活介護の機能訓練指導員として常勤看護職員をそれぞれ1名ずつ配置した場合は、短期入所生活介護に機能訓練指導員以外の常勤の看護師を配置することはできておりません。これについては、短期入所生活介護における機能訓練指導員を、常勤の看護職員でなくとも、常勤換算によって算定できるものと解釈していただためです。については、この指導をうけて、要件を満たすまでは、看護体制加算(I)は算定をしないよう是正いたしました。

社会福祉法人 福祉楽団  
2012（平成24）年度事業報告・2013（平成25）年度事業計画 より